主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人成田篤郎の上告趣意(後記)は、結局量刑不当の主張に帰し刑訴応急措置 法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 三堀博関与

昭和二六年四月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	藤	Ħ	Л	郎